

第 7 期下野市障がい者福祉計画策定の基本方針

1 計画策定の背景

下野市では、令和3年3月に「第6期下野市障がい者計画」と併せて、「第6期下野市障がい福祉計画」及び「第2期下野市障がい児福祉計画」を「第6期下野市障がい者福祉計画」として一体的に策定し、計画的な障がい者支援施策の推進を図っている。

国においては、令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、合理的配慮の提供が民間事業者にも義務付けられたほか、障害者総合支援法に関しては、令和6年4月の施行に向けて今回の改正案は、主に「障がい者が希望する地域生活を実現する地域づくり」、「社会の変化に伴う障がい児・障がい者のニーズへのきめ細やかな対応」、「持続可能で質の高い障がい福祉サービス等の実現」という3つの柱で構成されている。

具体的には、障がい者の地域支援体制の充実や、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備に加えて、多様な就労ニーズへの支援及び障がい者雇用の質の向上など就労に関する内容が含まれている。また、難病患者や小児慢性特定疾病児童が適切な医療を受けられる支援の充実と強化、障がい福祉サービスなどのデータベースに関する規定の整備も盛り込まれている。

下野市においては、医療的ケア児の支援のためのワーキンググループを設置し、現状把握と課題の抽出、ガイドブックの作成を行った。また、地域自立支援協議会就労部会において、障がい者雇用の促進のために一般企業担当者からの研修や障がい者との交流事業を行う等、障がい者の安心した地域生活のために、地域における生活の支援や相談体制の整備を進めている。

こうした中、令和5年度には現行計画の期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国の基本指針や栃木県の計画、近年行われた制度改正等を踏まえ、本計画を策定するものである。

2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、次のとおりである。また、計画の策定に当たっては、「第2次下野市総合計画」や「第2期下野市地域福祉計画」及びその他各分野別計画と整合性を図るものとする。

(1) 下野市障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」に相当し、障がい者基本計画及び都道府県障がい者計画を基本とするとともに、下野市における障がい者の状況等を踏まえ、障がい者その他の関係者の意見を聴取し、障がい者のための施策に関する基本的な計画として「下野市障がい者計画」として位置づけられる。

(2) 下野市障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」に相当し、障がい福祉サービス及び相談支援などの提供体制の確保に関する事項等を定める、「下野市障がい福祉計画」として位置づけられる。

(3) 下野市障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障がい児福祉計画」に相当し、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める、「下野市障がい児福祉計画」として位置づけられる。

3 計画対象期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

4 計画策定体制

(1) 下野市障がい者福祉計画策定委員会の設置

計画の策定にあたり、下野市地域自立支援協議会委員のほか、市民参加の推進を図る観点から公募委員、学識経験者等により構成される策定委員会を設置し、計画案の検討を行う。

(2) 市民からの意見・要望等の収集

① アンケート調査・分析の実施

令和5年6月にニーズを把握するためアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料とする。当該調査は、市内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者等及び発達障がいのある者(発達障がいと思われる者も含む)を対象とする。

【調査対象者】

区分	調査対象	対象者	調査目的
① 障がいのある方 (18歳以上)	市内在住の18歳以上の 障害者手帳(身体・療育・精神)所 持者、難病指定を受けている方	1,500人	障がいがある方の現在の生活 実態の把握、障害福祉サービ ス等の利用状況、意向、施策に 関する意見を把握する。
② 障がいのある方 (18歳未満) ※医療的ケア児 実態・ニーズ調査 を含む	市内在住の18歳未満の 障害者手帳(身体・療育・精神)所 持者、難病指定を受けている方 ※市内の医療的ケア児及び保護 者	300人	障がいがある子どもの現在の 生活実態の把握、障がい福祉 サービス等の利用状況、意向、 施策に関する意見を把握す る。 ※医療的ケア児実態・ニーズ 調査
③ 障がい福祉サービ ス事業所調査	障がい福祉サービス等を提供し ている市内事業所	15件	サービスを提供している事業 所の運営状況、課題、医療的ケ アに係る取り組み意向や災害 等について把握する。

【調査方法】

郵送による配布・回収

② パブリックコメント手続の実施

計画の素案に対し、パブリックコメント手続を実施し、市民の意見や要望等を収集する。

(3) 庁内体制

計画策定委員会の所掌事務を補佐するため、委員会に検討部会を置く。

計画策定の事務は健康福祉部社会福祉課障がい福祉グループにて行い、必要に応じて関係各課との調整を図る。

5 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

計画策定に当たり、計画書(案)については庁議に付し、その後市議会に対し報告を行う。

(2) 情報の公開

下野市障がい者福祉計画策定委員会は公開とし、市ホームページ等により、策定委員会の会議録等の公表を行うとともに、計画案(素案)に係るパブリックコメントの結果の公表を行う。